

行政視察等報告書

令和5年4月30日

境港市議会
議長 荒井 秀行 様

会派名 きょうどう
代表者 米村 一三



下記のとおり行政視察（調査・研修）を行ったので、その結果を報告します。

記

1 視察等期間	令和5年4月25日（火）～4月26日（水）
2 視察等先 及び内容	4月25日（火）から26日（水）の両日 福岡市博多区で開催された「地方議員研究会」に参加 4/25 午後2時～4時30分 「政務活動費・議員報酬・議員定数を考える現場のヒント」の 研修を受講する 4/26 午前10時～12時40分 「質問力をアップする現場のヒント 理解編」を受講
3 視察等議員	米村 一三、岡空 研二、終 康弘、平松 謙治、森岡 俊夫
4 総 経 費	合計（5名）239,000円（一人当たり 47,800円） ※一人当たり経費に端数が出る場合は円未満切り捨て
5 所 見 等	別紙のとおり

研 修 そ の 1

内 容:「政務活動費・議員報酬・議員定数を考える現場のヒント」について受講する

担当者:地方議員研究会 講師 高橋 伸介氏(元 枚方市議会議員4期当選)

所見等:以下に記載。

政務活動費について

○政務活動費の意味合い

政務活動費は、日本における地方議会の議員に政務調査研究等の活動のために支給される費用である。

元は政務活動費の名称であったが、2012年地方自治法改正により改称され使途が拡大された。(地方自治法第100条第14項~16項)

政務活動費の使途は、調査研究・研修・広報・陳情活動・会議・資料作成・資料購入・事務費・事務所費・人件費など幅広く、これらの活動にかかる委託費用・交通費・宿泊代なども含まれる。充当が不適当な経費と判断されるものには、政党活動・選挙活動・後援会活動・詩的経費などがある。

○政務活動費に関する事件が止まらないのはなぜか。

- ・持ち出しが多い選挙を戦い、常在戦場との意識の中で金銭犯罪意識が希薄となる。
- ・会計は小さい仕事と軽視し、他人任せとなる
- ・議会事務局員の議員に対する力不足、まだ続く「お世話係」意識
- ・後払いではなく先払いが多い、先に貰うと全部使いたくなる

どうのことが要因となっているのではないか。

○今後の対応の方向性

- ・政務活動費の主たる使途は政策提言・政策立案能力の向上や質問力向上を図るための調査研究費として使用する
- ・収支報告書はオープンにする
- ・政務活動報告書は領収書も併せてネット公開すべし。
- ・今後の流れは定額支給から実費計算・事後清算へと向かう。

※政務活動費の交付状況、交付月額、京都市議会の政務活動費運用指針、などのデータを頂く。

議員報酬について

○地方議員の報酬

議員も含めた特別職の報酬は地方議会が条例で定める。地方自治法では基準額や算定方式は定めておらず、同規模の自治体を参考に決めるケースが多い。

○議員報酬の根拠

議員の給与その他の給付については地方自治法第8章第203条の規定による。「普通地方公共団体は、その議会の議員に対して、議員報酬を支給しなければならない。」定めてある。同条には、費用の弁償及び期末手当を支給することができる」と規定されている。さらに議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに支給方法は、条例でこれを定めなければならないと規定している。後者は、いわゆる「できる」規定である。

○三重県議会の報酬基準づくりの紹介

2011年に大森彌（おおもり わたる）東京大学名誉教授など5名の有名識者による「議員報酬等に関するあり方調査会」を設置した。この調査会は会合を重ねた結果、以下の結論を導いた。

- 1, 議員報酬の在り方については、選挙を経て4年間その職に就任するという点で他の特別職とは区別する。
- 2, 4年間住民代表として住民の負託にこたえる責務がある。
- 3, 地方公務員法は適用されず、職務専念義務の定めもない

これらの観点から地方議員は「公選職」と位置付けるのが合理的で、首長と同様であるとした。

また、有給職との観点で検証した結果、以下の結論に達した。

- 1, 議員報酬は「報酬」とされているので、「一定の役務の対価として与えられる反対給付」で、「生活給」ではない。
- 2, 上記とすると「一定の役務」の範囲が不明確である。
- 3, 自治体の事務権限は総合的であり、政策領域は広範囲に及ぶため、議員の活動は多岐にわたり多くの時間を割く。
- 4, 4年間の任期の間に活動に専従できるだけ整える方向で検討すべきである。

上記のようにまとめ、現職議員から「仕事」の内容に関して聞き取りやアンケート調査を行い、年間の活動時間と私的活動期間など議員活動を分析した結果、知事を100とした場合、議員は70との指標を結論とした。

議員定数について

東大名誉教授大森彌氏によると、「合議体が成り立ち、それに託された役割を果たしうる議員定数の構成員数の最小理論値は3人」であるとし、「3人のうち1人は議長役となり、残りの2人が対立すると団体意思の確定に必要な上、議長に決定権が集中してしまするため、最小定数は4人」とされている。

江藤敏明氏は「自治体議会学…議会改革の実践手法」(出版 ぎょうせい)の中で、「指標として常任委員会定数は、討議できる人数を6名とし、委員長以外を奇数とするなら8人が適当」とされている。※ $6+1+1=8$

※今後は議員現象の中、常任委員会の議員数を見直す。常任委員会の整理統合で対応していく必要がある。

参考文献

北海道大学公共施策大学院 「自治体議会の議員定数・報酬はどうあるべきか——議会の機能を考慮した定数・報酬の検討 最終報告」

参考にすべきサイト

・地方制度調査会

・議会活動と議員定数等との関連性及びそれらの在り方 会津若松市議会 2022.12.02

・自治体議員定数と報酬の適正水準を考察する 土山 希美枝 龍谷大学

【セミナー研修を終えて】

今任期より境港市議会は議員定数1名減を実施した。今後の議員定数をどのように考えるか。また、コロナ禍にあって議員報酬の議論は棚上げしているが、議員定数と合わせて20年にわたって減額改定したままの報酬をどうするのか、議会全体で検討することが必要である。

研 修 そ の 2

内 容:「質問力をアップする現場のヒント 理解編」を受講

担当者:地方議員研究会 講師 高橋 伸介氏(元 枚方市議会議員4期当選)

所見等:以下に記載。

○地方議会の本質

100の議会があれば100通りの議会運営があり、100人の議員がいれば100の正義がある。だから議会の中で共感を得るための努力が必要であり、そのためには日々の勉強と対話と説得を要する。

○講師の考える「議会要務令」

- ・議会では、最上のものを目指さない
- ・議会では、議員全員のレベルの半歩前を提案する
- ・議会では、徹底して合意形成に努力する
- ・議会では、「私」をすてる

※キーワードは合意形成、環境醸成が重要で、その実現は対話から生まれる

○標準市議会会議規則の規定

「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得てしつもんできる。」としており、「質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」と規定している。

「地方議会運用辞典」によれば、「一般質問とは、議員がその属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すこと。」されている。

○一般質問のポイント

一般質問では「知っていることを聞き、知らないことは聞かない」ことが肝要である。そのためには、自身の事前勉強と十二分なヒアリングを行い、自分の知っていることの内容を深めることが重要だ。議会質問で共通していることは「議場で判らないことは尋ねない」という点で一般社会の会議と異なっている。近年では一般質問において政策提言にもウエイトがおられるようになった。

○質疑の在り方について

質疑とは、議案に対する疑問点を質すことである。

講師が籍を置いていた「枚方市議会会議規則」には、発言は全て簡明にすること。議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない、と定めている。

議長は規定に反していると認めるときは注意し、従わない場合は発言を禁止することができるとしている。

また、議員は質疑にあたっては、自己の意見をのべることができないと規定している。

○4つの質問のスタイル

1、地元・住民要望型

多くの議員が取り上げるスタイルであり、住民との直接対話に基づくことから、次期の選挙活動にもつながるので、3割程度は取り入れると有効である。

2、財政・市政に関するチェック型

「決算カード」を読み切る必要がある。歳入歳出状況、税収状況、経常収支比率、臨時財政対策債、ラスパイレス指数、財政調整基金などの基礎的理解が必要である。

3、行財政改革型

上記2の項目を理解して、労組との関係で執行部が切り出しにくい合理化、組織運営、各種削減課題指摘する。

4、政策提案型

住民の暮らしに直接かかわる一般施策に関する議員提案を行う。

地方自治法第112条に基づいて、政策条例を議決できると解釈できる。

しかしながら、議員の政策研究努力が極めて大きく、議会（会派間）、および行政との調整力が必要であり、行政そのものの理解が必要となる。

【研修を受講して】

議会としての機能を十分に発揮するためには、個々の議員が議会運営の機能を理解し、政策実現のためのスキルを磨き、議会全体の意思となるように、個人間・会派間の調整力が必要であると感じた。

議員に最も求められるのはコモンセンスをもって行動・判断ができることである。

報告者 米村 一三